

## 5 地域福祉活動関係者間の情報共有時のルール

地域福祉活動関係者が複数で個人情報を取り扱う時に気を付けるべきルール

- ①複数の活動関係者間で**情報共有することを本人に説明し、包括的な同意**を得る。
- ②活動関係者間の個人情報の取扱いの方針を確認する。
- ③活動関係者相互の活動状況などを共有する場を定期的に設ける。
- ④活動を円滑に進めるために事務局機能の基盤を整える。
- ⑤**情報収集の目的や方法を明確にし、共有する。** など



ルールを守ることで関係者間で必要な情報の共有が可能に!

小地域の福祉活動においても、地域福祉活動関係者が個人情報を共有する必要があるときは、ルールを守り安心・安全に支援しましょう。

### 包括的同意

**包括的同意とは、予め本人に、支援者へ情報を伝えてよいか尋ね、同意を得ることです。**

同意を得るときは、①その人への支援活動という目的であること、②予め予想される支援の内容、③連携を必要とする機関等への最小限の個人情報の提供であることを説明します。これは、支援開始段階です承を得ておく、支援開始時の簡単な契約と言えます。

予め同意を得ていれば、その都度同意を得なくても、関係者へ情報を提供することができます。

逆に、その方への支援に関係のない使用(目的外使用)や第三者提供、当初全く想定していなかった機関等へ連絡・報告する必要があるときは、勝手に拡大解釈をせず、改めて本人に同意を得る必要があります。

### 情報収集の方法

個人情報を得る方法として、「手上げ方式」や「同意方式」があります。

校(地)区社協のふれあいネットワーク活動など、地域における住民活動についても「手上げ方式」や「同意方式」を活用し適切に情報収集しましょう。

#### 手上げ方式

手上げ方式は、チラシや回覧板等の広報手段を用いて呼びかけ、本人からの申し出により情報を収集する方法です。

#### 本人同意方式

同意方式は、地域で日頃から関わりのある方が、直接本人の同意を得て情報を収集する方法です。

## 6 生命等に関わる緊急時の対応 ~取り扱い上の例外~

災害時の対応や、児童虐待、障害者・高齢者虐待など、生命・身体・財産に関わる「**緊急を要す**」事態においては、**本人同意の確認が取れない場合においても、個人情報の第三者提供は認められます。**緊急時には、しかるべき機関への通報など、生命を最優先した対応が求められます。



その時、何が**最優先かを見極める!**

## 7 地域福祉活動関係者の役割

(1) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は公的な地域福祉推進の担い手という役割上、行政や地域から個人情報が届けられます。また、日々の活動のなかで支援の必要な世帯の状況を把握していく役割も担っています。

民生委員・児童委員の活動には守秘義務が課せられ、第三者に安易に情報を提供できないことになっています。

**一方、民生委員法第十四条等にあるように、民生委員・児童委員は地域のなかで福祉活動を進めていく一員であるとともに、その中心的な役割が期待されています。**

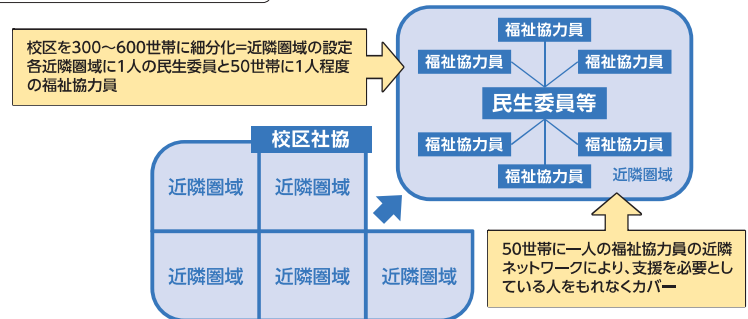
**したがって、関係法令で認められる方法で積極的に情報共有し、協働することが求められます。**

民生委員・児童委員と福祉協力員等の地域福祉活動関係者が連携することで、多様な地域福祉課題の解決に結びつけることができます。地域福祉活動を効果的に進めていくためには、活動者間の個人情報の共有は不可欠です。**全ての情報をそのまま伝えるのではなく、個々の活動に必要な情報を選択して伝えて行くことが必要です。**

地域での情報共有の中心的役割は、**民生委員・児童委員。**  
地域の实情に合わせて柔軟に連携・協力を!



### 地域での連携のモデルイメージ



## (2) 福祉協力員の役割

福祉協力員はボランティアで、社会福祉協議会が行っている地域の「見守り」「助け合い」「話し合い」の仕組みである「ふれあいネットワーク活動」の担い手です。

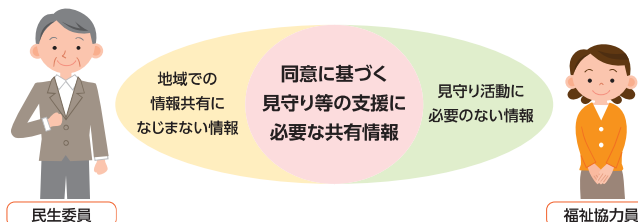
具体的には、見守り・支え合い活動の中で、生活上で困った問題などをいち早く見つけ、問題解決につながる福祉活動やサービス、関係機関につなぎ、その際一定のルールのもとに地域の関係者、支援機関等で情報を共有します。

市区社会福祉協議会では個人情報保護法や社会福祉法等の関係法令を順守し、個人情報を適正に取り扱うよう努めています。校(地)区社協・福祉協力員はその一員であるという認識を持ち、ルールを守り活動しましょう。

### 具体的な個人情報の取り扱いの例

- ①地域での見守り支援等が必要な世帯を把握し、**本人の同意のもとに民生委員等と情報共有を行う。**
- ②福祉協力員等関係者は、民生委員の保有する個人情報の中には、本人の同意が得られなかったり、**地域での見守り支援のための情報共有になじまないものもあることを理解**しておく。
- ③**見守り活動に必要な情報のみ共有**し、不必要な情報は外部に漏らさない。 など

### 民生委員と福祉協力員との共有情報のイメージ



**地域福祉活動を進めるうえでは、支援の必要な方の個人情報を、活動する機関・団体・個人等の関係者で共有することが求められます。**

### 共有する情報例

「氏名」「年齢」「支援が必要な理由」「福祉サービスの利用状況」などの**支援に必要な最小限の情報**

### 事例「包括的同意を踏まえた、地域ぐるみの見守り活動！」

八幡西区楠橋校区の茶屋の原団地では、高齢者対策委員会(以下、委員会)を設置し、見守り等の支援が必要な高齢者の情報を集約し、支援関係者で共有して日頃の活動に役立てています。

委員会は自治区区内に設置され、地域全体でのバックアップ体制を整備し、町内会長と民生委員・福祉協力員との活動状況の共有を行っています。

初回訪問時は委員会と民生委員等の複数の活動者が同行訪問し、見守り支援活動の趣旨や情報共有について説明し、本人の同意を得ます。

次に、同意に基づき福祉協力員や民生委員は定期的な訪問を行います。訪問や支援の様子は委員会を通じ町内会長等の関係者間で報告され、地域全体で支援の必要な対象者を把握しています。

福祉協力員・民生委員の活動だけに依存せず、地域全体で支える仕組みを構築することで、継続的で質の高い支援活動が展開されています。



## 情報の取得 Q&A

### 本人の同意は書面で確認する必要がありますか？

本人同意の方法は、同意の事実を残すという意味では書面が望ましいですが、署名・捺印に抵抗を感じる人も多いでしょう。したがって、現時点では口頭での確認が主となります。その際には、複数の活動者で確認し、確実に記録を残しましょう。また、趣旨を十分に説明し理解を得るなど、不安感を与えないよう、信頼関係の構築を第一に考えましょう。

### 判断能力が低下していると思われる方と交わした個人情報取得に関する同意は有効ですか？

判断能力が低下していると思われる方においても、本人の同意を欠かすことはせず、同意確認の上で情報を取り扱うことが大切です。本人の状況によって、後見人・法定代理人等への説明・同意が必要になる場合もあります。



## 情報の提供 Q&A

### 予め同意を得ていた団体以外の地域団体から、緊急で本人の緊急連絡先を教えてくださいと連絡があったが、どのように対応したらいいですか？

依頼の相手方や目的を十分に確認し、一度電話を切って検討し、改めて連絡しなおすなど、トラブルとならないよう、あせらず正確・的確な対応を行います。

緊急な事情の確認や、可能な限り本人の同意を得る、折り返し連絡するなど、個人情報保護の原則を守りつつ慎重な対応をしましょう。

ただし、人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合は、本人の同意を得なくとも、情報を提供することができます。

### 対象者の家族・親族が本人の情報提供を求めてきた場合、情報を提供してもいいですか？

家族・親族であっても本人の同意を得ずに情報提供をすることは避けましょう。どの家族・親族に情報提供してよいか、本人に確認し同意を得ておくことも有効です。相続や虐待などの親族間トラブルがある場合、情報提供によって問題が起こる場合もあります。

### いのちをつなぐネットワーク係・地域包括支援センター・消防・警察等の行政機関や、市区社協などの関係機関への情報提供について、包括的同意に含めて考えていいですか？

支援が必要になった際にスムーズに専門的支援につないだり、あらかじめ関係機関に情報提供しておくことは、継続的な支援を行う上で必要なことです。包括的同意を得る際に、必要に応じて情報提供を行う関係機関・団体であることを説明しておきましょう。